

身体拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

社会福祉法人立山町社会福祉協議会（以下、「本会」という）では、身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的被害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束及びその行動制限を行わないこととする。

2. 身体拘束適正化委員会

本会では、身体拘束の廃止に努める観点から「身体拘束等適正化委員会」（以下、「委員会」という）を設置する。また、その結果について職員に周知徹底を図る。

- (1) 委員会は、年 1 回以上開催し、利用者に対する緊急やむを得ない場合の身体拘束の必要性の検討を行う。
- (2) 委員会は、「虐待防止委員会」等と一体的に開催することもある。
- (3) 会議の実施にあたっては、テレビ会議システム等を用いる場合がある。
- (4) 委員会は、次に掲げる者を構成員とするほか、必要に応じて、その他職種職員や外部有識者等の参加も可能とする。委員長は、事務局長が務める。
 - ① 事務局長（委員長）
 - ② ケアサービスセンター管理者
 - ③ ホームヘルパーステーションサービス提供責任者
- (5) やむを得ず身体拘束等を行う必要性が生じた場合、委員会は次の 3 要件を全て満たしているかに基づき、身体拘束等実施について慎重に判断する。
 - ① 切迫性…利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ② 非代替性…身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。
 - ③ 一時性…身体拘束等が一時的であること。
- (6) 利用者が前項における要件を全て満たしていると委員会が判断した場合は、遅延することなく、委員長は職員に対して次の内容を指示する。
 - ① 身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し現場責任者が説明を行い、「身体拘束等に関する説明書」（様式第 1 号）により同意を得る。
 - ② 利用者または家族の同意を得た上で利用者に対して身体拘束等が行われる場合は、利用者の態様、時間及び心身の状況を記録する。
 - ③ 身体拘束等が行われている場合は、「緊急やむを得ない身体拘束等に関する経過観察・再検討記録簿」（様式第 2 号）に基づき、身体拘束等を解除することを目標に委員会において継続的に検討を行う。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修

支援に関わるすべての職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

- ① 研修は、年1回以上実施。
- ② 新任者採用時に、必ず身体拘束等適正化に関する研修を実施。
- ③ 上記研修の実施内容、出席者等については必ず記録し、研修資料を残す。
(5年間保管)

4. 発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、そのすべての案件を本会内に設置された虐待防止委員会及び会長へ報告する。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者本人または他の利用者の生命、身体を保護するための措置として、身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順により実施する。

- (1) 委員会において、身体拘束等の必要性の有無を検討する。
- (2) 委員会において身体拘束等を選択した場合は、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合の3要件(①切迫性 ②非代替性 ③一時性)すべてに該当するに至った経緯、理由等についての記録及び拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、利用者本人・家族に対する同意書を作成する。
- (3) 身体拘束の内容、必要な理由、拘束時間または時間帯、期間・場所・改善に向けた取り組み方法を、十分に利用者本人及び家族に説明し、同意を得る。

6. 利用者等に対する本方針の閲覧に関する基本方針

本指針は本会のホームページで公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応じる。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等が発生した場合、立山町健康福祉課の高齢者・障害者等虐待相談窓口はその対応について適宜助言を求める。

附 則

この指針は、令和6年2月1日より適用する。

(様式第 1 号)

身体拘束等に関する説明書

____様の状態が、次の①、②、③を全て満たしていच्छるため、緊急やむを得ず下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束・行動制限を実施いたします。

但し、できる限り長期化することなく解除することを目的に実施いたします。

- ① 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いと判断された場合。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないと判断された場合。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

個別の状況による 拘束、行動制限の理由	
身体拘束、行動制限の方法 (場所、内容、部位)	
身体拘束、行動制限の 時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
開始及び解除の予定	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで

上記のとおり実施します。

社会福祉法人立山町社会福祉協議会

立山町社協ホームヘルパーステーション

管理者 _____

(説明者 _____)

【利用者・ご家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、身体拘束その他の行動制限について了承しました。

令和 年 月 日

氏名 _____

ご本人との続柄 _____

<参考>身体拘束等の例

- ・車いすやベッドなどに縛る ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける
- ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を使用する ・職員自身が利用者を押さえて行動制限をする ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する など

(様式第2号)

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録簿

利用者 氏名	様	年齢	歳	障害者区分	
-----------	---	----	---	-------	--

[illegible]